

子ども・子育て支援新制度（教育・保育施設等）について

子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設及び地域型保育事業について、下記のとおり報告する。

1. 子育てをめぐる現状

急速な少子化の進行がある一方で、家族、地域、雇用など、子ども・子育てを取り巻く環境が変化し、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状がある。

都市部では、子ども・子育て支援が質・量ともに不足し、子育ての孤立感と負担感が増加し、深刻な待機児童問題も発生している。また、子育て支援の制度が縦割りとなっており、地域の実情に応じた対策が不十分である。

2. 子ども・子育て支援法の理念

子ども・子育て支援法では、子育てをめぐるさまざまな課題を解決するため、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度と連携を図り、適切な保護や援助の措置を必要に応じて講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指していくこととしている。

3. 子ども・子育て支援法で目指す教育・保育施設等

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設される「子ども・子育て支援新制度」では、教育・保育施設に関して次の目的を掲げている。

(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

これまで学校教育としての幼稚園と児童福祉としての保育園とが、それぞれの制度で子どもの成長を支えてきた。また、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ「認定こども園」制度が始まったが、幼稚園と保育園の制度がそれぞれ独立したまま運営されてきている。

そこで、幼保連携型認定こども園について、設備や運営に関する基準、提供される教育・保育の内容などを新たに定め、施設を設置するための手続きの簡素化を図る。そして、学校教育及び児童福祉を単一の施設で提供し、子どもの成長を支援する幼保連携型認定こども園を政策的に推進していく。

(2) 教育・保育の質的改善、保育の量的拡大

これまでの待機児童対策に加えて、これまで認可外であった「小規模保育」、「家庭的保育事業」などのさまざまな保育について、新たな認可制度や財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やすことで、多様な保育需要に対応し待機児童を解消していく。

また、こうした量の拡大とともに、教育・保育の質も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図っていく。

4. 新制度における教育・保育施設等の主な枠組(別添資料参照)

(1) 教育・保育施設（施設型給付）

認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付（施設型給付）による財政措置を行い、子どもたちに等しく質の確保が図られた教育・保育を提供する。

(2) 地域型保育事業(地域型保育給付)

地域における保育需要にきめ細かく対応し、区民の多様な生活スタイルに沿った施設や事業を利用者が選択できるよう、区による認可事業(地域型保育給付)を創設する。

5. 区の基本的な考え方

子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育が効果的に提供されるよう、その提供体制の確保を目指していく。

6. 今後のスケジュール

平成 26 年 9 月 関係条例の整備

平成 27 年 4 月 新制度施行

子ども・子育て支援新制度(教育・保育施設等)について

現 行				
施設種別等	施設数 H26	利用している世帯	対象児年齢	利用人数 (25.4現在)
認可保育園(分園含)		区外施設利用者 58		
区立保育園	24	共働き世帯	0~5歳児	2,196
私立保育園	17			1,295
幼稚園		区外施設利用者 616		
区立幼稚園	2	少なくとも父母の一方が 短時間就労又は未就労	3~5歳児	135
私立幼稚園	22			2,116
認定こども園				
幼保連携型	(1)	保育園機能	0~5歳児	105
		幼稚園機能	3~5歳児	37
幼稚園型	(1)	保育施設(認可外)機能	0~5歳児	40
		幼稚園機能	3~5歳児	97

家庭的保育事業				
家庭福祉員	11	共働き世帯	0~2歳児	31
グループ型家庭的保育	4			13
認証保育所				
A型 定員20人以上	15	主に共働き世帯	主に0~2歳児	386
B型 定員20人以上	3		0~2歳児のみ	49
B型 定員19人以下	1		11	
事業所内保育所	5	共働き世帯(親が事業者 内で働いている)	0~5歳児	—
ベビーホテル	7		0~学童あり	—
幼稚園類似施設	1		3~5歳児	70
ベビーシッター			—	—

新制度		
給付種別	施設種別等	制度の要件
教育・保育施設 (施設型給付)	認可保育園	<ul style="list-style-type: none"> ○都が認可 ○保育園、幼稚園ともに、保育料は応能負担 ○利用希望者は、事前に、受給資格の認定を受ける必要がある。 ○幼稚園も応諾義務が課せられる。 ○個人立の幼稚園は、27年度のみ新制度へ移行できる。(後から移行することはできない。)
	区立保育園	
	私立保育園	
	幼稚園	
	区立幼稚園	
	私立幼稚園	
	認定こども園	
幼保連携型		
幼稚園型		
	私立幼稚園	○現行の私学助成のまま運営
地域型保育事業	家庭的保育事業(家庭福祉員)	○区が認可
	小規模保育事業(A型) 従事者は保育士	<ul style="list-style-type: none"> ○保育定員 家庭的保育事業 5人以下 小規模保育事業 6人以上19人以下 (C型は10人以下)
	小規模保育事業(B型) 従事者の1/2以上が保育士	
	小規模保育事業(C型) 保育士以外で可	
	事業所内保育所(新規) 所在地域枠の設定	○主に0~2歳児対象 事業所内保育所は条件により 3歳以上も可
居宅訪問型保育事業(新規) (認可を受けるベビーシッター)	○区が認可	
認可外	認証保育所	当面は東京都の制度として継続の予定 定数及び保育士の割合により、認可保育所又は小規模保育への移行を検討
	ベビーホテル	
	ベビーシッター	
	幼稚園類似施設	

